

第六条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改正後

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一〇九 (略)

十 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の三（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第三項（第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）

改正前

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一〇九 (略)

十 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の三（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第三項（第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）

、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十三條の十（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十三條の十の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十七條第三号及び第四号、第七十条、第七十六條第八号及び第九号、第七十七條第一項から第三項まで、第八十六條第十号及び第十一号、第九十五条第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号、第二百一十一條第二項（第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）
、第百三十三條第一項（第百五十九條及び第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）
、第百三十六條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百三十九條の二第二項（第百五十九條、第二百四十五條及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第百四十五條第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条（第百四十五條第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条、第二百十条において準用する場合を含む。）
、第百九十八條、第二百零六條第六項、第二百一十二條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第二百三十九條（第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第二百五十八條、第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第二百五十八條

、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十三條の十（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十三條の十の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）
、第五十七條第三号及び第四号、第七十条、第七十七條第一項から第三項まで、第百二十一條第二項（第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）
、第百三十三條第一項（第百五十九條及び第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）
において準用する場合を含む。）
、第百三十六條（第百五十九條において準用する場合を含む。）
、第百三十九條の二第二項（第百五十九條、第二百四十五條及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第百四十五條第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条（第百四十五條第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条、第二百十条において準用する場合を含む。）
、第百九十八條、第二百零六條第六項、第二百一十二條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第二百三十九條（第二百六十二条において準用する場合を含む。）
、第二百五十八條第一項から第三項まで、第二百七十三條第六項、第二百七十八條第八号及び第九号並びに第二百九十一条第七号及び第八号の規定による基準

第一項から第三項まで、第二百七十三條第六項、第二百七十八條第八号及び第九号並びに第二百九十一條第七号及び第八号の規定による基準

十一・十二 (略)

(管理者)

第六十四條 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(記録の整備)

第七十三條 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 (略)

四 次条において準用する第四十九條の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第七十六條第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 次条において準用する第五十條の三の規定による市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第五十三條の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

八 次条において準用する第五十三條の十第二項の規定による事

十一・十二 (略)

(管理者)

第六十四條 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(記録の整備)

第七十三條 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 (略)

四 次条において準用する第四十九條の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

五 次条において準用する第五十條の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三條の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三條の十第二項に規定する事故

故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜七 (略)

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十〜十五 (略)

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に¹ついて準用する。

十七 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで、第九号及び第十二号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもつて代えることができる。

(主治の医師との関係)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第十七号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜七 (略)

(新設)

(新設)

八〜十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に¹ついて準用する。

十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもつて代えることができる。

(主治の医師との関係)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第七十九条 (略)

2 (略)

3| 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五條の十一の規定により準用される法第七十二條第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。第百十七條第四項及び第百八十八條第一項第一号において「介護老人保健施設基準」という。）第二條又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。第百十七條第四項及び第百八十八條第一項第四号において「介護医療院基準」という。）第四條に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4| 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六條第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五條に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七十六條第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十三條 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない

2 (略)

(新設)

3| 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六條第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五條に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七十六條第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第八十三條 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない

ならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 (略)

七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定

ならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定

を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九 (略)

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二～十六 (略)

十七 第一号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の

を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七・八 (略)

(新設)

(新設)

九～十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 第二号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

六・九 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

四・七 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〇九 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五〇六 (略)

第百七十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設設置基準第二条又は介護医療院設置基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営され

三〇七 (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三〇四 (略)

第百七十七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営され

ている場合については、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第百二十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜四 (略)

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機

ている場合については、指定居宅サービス等基準第百十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第百二十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 (略)

七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九 (略)

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二～十五 (略)

十六 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する

五 (略)

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七・八 (略)

(新設)

(新設)

九～十二 (略)

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する

る基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二・三 （略）

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院基準第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 （略）

る基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二・三 （略）

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 （略）